

北浜ふ頭地先公有水面埋立てに係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 対象事業の目的並びに対象事業実施区域を決定するに至った背景及び経緯について、具体的に示すこと。
- (2) 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（平成20年4月 国土交通省）に基づき、複数案が設定され、環境面等から比較評価された結果が記載されているが、それぞれの評価結果が導かれた理由は明らかにされていないことから、その根拠を具体的に示すこと。
- (3) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、今後選定される具体的な埋立工法については、環境の保全の観点から選定理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

工事計画の具体化に当たっては、周辺環境に配慮するため低公害型の建設機械、車両等を積極的に採用するとともに、道路沿道の環境に十分配慮して工事関係車両の運行計画の作成及び一層の海上輸送の活用を検討すること。

3 水質

- (1) 北浜ふ頭前面の泊地内に水質の調査地点が1地点設定されているが、流況の変化による水質への影響が懸念されることから、当該泊地内において水質の調査地点を追加すること。
- (2) 複数案の比較評価に当たって行われた流況の予測結果を踏まえて、高潮防波堤外側の流速が低下する域において水質・流況の調査地点を追加すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 北浜ふ頭前面の泊地内に設定されている動物プランクトン、植物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚及び魚介類の調査地点を、泊地内を代表する地点に変更すること。また、泊地内の東側で行うこととしている付着生物（動物・植物）の調査地点を実施可能な範囲で泊地内を代表する地点に近づけるよう変更すること。
- (2) ポートアイランド東側面と高潮防波堤の隅角部にはアマモ場がみられるとの情報があるとしているが、その存在の有無等を確認の上、必要に応じ、適切に予測及び評価を行うこと。

5 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 準備書に使用する用紙等は、環境に十分配慮したものとすること。